

大阪公立大学における研究費の使用に関する行動規範

令和4年4月1日制定

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。

研究費（※）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした者が所属する機関だけではなく、我が国全体の学術研究の発展をも阻害しかねない。

このことを踏まえ、大阪公立大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- (1) 研究者等は、研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- (2) 研究者等は、研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- (3) 研究者等は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- (4) 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- (5) 研究者等は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- (6) 研究者等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（※）研究費とは、研究費の取扱いに関する規程第2条第1項第5号に規定した研究費をいう。